

# \* サービスの利用のしかた

まず、地域包括支援センターや、区役所地域福祉課の窓口にご相談しましょう。介護保険を利用したい場合は、区役所地域福祉課に要介護認定の申請をしてください。要介護認定には有効期間があるため引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了前に更新の申請をしてください。

## ● 相談から認定結果の通知まで

### 1 相談

地域包括支援センターや区役所地域福祉課の窓口で、相談します。

日常生活で介助が必要と感じてきた など

**介護保険のサービスを利用したい**

**基本チェックリスト**

65歳以上の方が対象です

生活機能の低下の有無を調べます。▶P23

**生活機能とは？**


人が生きていくための機能全体（体や精神の働き、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割など）のことです。

体操教室などに参加したい  
地域の方と交流したい  
など

65歳以上の方が対象です

### 2 申請


区役所地域福祉課の窓口で「要介護認定の申請」をします。家族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに申請の代行をしてもらうこともできます。



**申請に必要なもの**

- 要介護・要支援認定申請書（区役所の窓口にあります。）
- 介護保険被保険者証
- 医療保険に加入していることが確認できるもの（40～64歳の方）

認定申請の詳細についてはこちら



申請書には医療保険証の記号番号や主治医の氏名、医療機関名、所在地、電話番号を記入する欄があります。確認しておきましょう。認定の有効期間満了日の60日前から更新申請が可能です。認定有効期間満了前であっても心身の状態が変化した等の場合は、区分変更の申請を行うことができます。

### 地域包括支援センター

**事業対象者**  
生活機能の低下がみられた方

地域包括支援センターと契約して、介護予防マネジメントを依頼します。区役所地域福祉課には「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を提出します。


- 1 担当者が利用者や家族と話し合い、利用者が抱える課題を分析します。
- 2 必要に応じてケアプラン原案を作成、サービス担当者会議が行われてケアプランが作成されます。

生活機能の低下がみられなかった方

●一般介護予防事業のみ利用の場合は、基本チェックリストは不要です。

### 3 要介護認定


**〈認定調査〉**  
市区町村の職員など（認定調査員）に訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。



意識しすぎず、普段の状態を見てもらうことが大切です。

**〈主治医の意見書〉**  
市の依頼により主治医が意見書を作成します。主治医がいない方は医療機関の受診をお願いします。

調査結果と主治医意見書の一部の項目はコンピュータ判定（一次判定）され、その結果と主治医意見書、調査票の特記事項とともに「介護認定審査会」で審査・判定（二次判定）されます。



### 4 認定結果の通知


**要介護1～5 ▶P7**

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な方



**要支援1・2 ▶P7**

介護予防サービスなどを利用することで生活機能が改善する可能性の高い方



**非該当**

今は介護保険のサービスを利用する必要がないと判断された方

介護サービス、介護予防サービスは利用できません

●一般介護予防事業を利用できます。▶P23

### 介護予防・日常生活支援総合事業

**サービス・活動事業 ▶P24**

介護予防のための訪問型サービス、通所型サービスなどが利用できます。

●一般介護予防事業も利用できます。

**一般介護予防事業 ▶P23**

介護予防教室や講座、地域の「通いの場」などへ参加できます。

介護保険のしくみ  
サービスの利用のしかた  
サービスの利用者負担  
利用できるサービス  
介護保険料